

# 不適切な世帯変更届（世帯分離・合併、等）の届出をしないよう、ご注意ください

住民票上の世帯構成を変更するための「世帯変更届」において、受理をお断りするケースが多数発生しております。

住民票（住民基本台帳）は、法令に基づき「住民の居住関係の公証」を行う公文書であり、その記載内容（住所・世帯構成・氏名等の個別記載内容、等）は、居住実態に即した正確なものでなければなりません。

また、住民票上の「世帯」とは、「居住及び生計をともにする者の集まり、又は単独で居住し、生計を維持する者」と定義されています。

税・保険・福祉分野をはじめとして、各種公的サービスは住民票の世帯構成を基に提供・徴収されますが、世帯の定義に反して「公的サービスの内容を不当に有利にする」ことを目的とした届出をしようとするトラブルが多発しています。

居住実態に即していない虚偽の届出は受理できません。また、虚偽の届出を行った事が後日判明した場合、法令に基づき5万円以下の過料に処される場合があります。

不適切な届出をしないよう、ご注意ください。

## 【不適切な届出例】

- ・健康保険料を軽減する目的で、同一生計であるにもかかわらず「世帯分離届」を提出しようとした
- ・介護保険サービス利用料を軽減する目的で、同一生計であるにもかかわらず「世帯分離届」を提出しようとした
- ・世帯主が世帯員数に乗じて享受できる給付サービスを上乘せする目的で、別生計であるにもかかわらず「世帯合併届」を提出しようとした

＜＜ お問い合わせ先 ＞＞

【制度について】 市民生活課

025-226-1013（直通）

【届出について】 各区役所

右欄を参照ください（直通）

北区区民生活課 区民窓口係 025-387-1255

東区区民生活課 区民窓口係 025-250-2235

中央区窓口サービス課

届出・申請チーム

025-223-7126

江南区区民生活課 区民窓口係 025-382-4203

秋葉区区民生活課 区民窓口係 0250-25-5674

南区区民生活課 区民窓口担当 025-372-6105

西区区民生活課 区民窓口係 025-264-7211

西蒲区区民生活課 区民窓口係 0256-72-8317

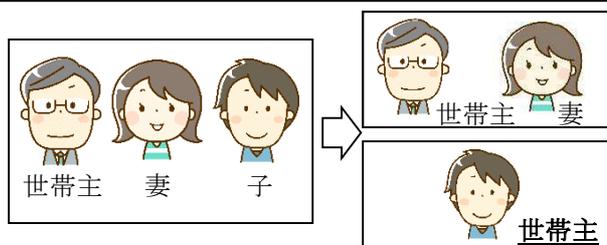
## << 「世帯変更届」の種類 >>

※いずれも、届出日から効力を発します

### ① 世帯分離届

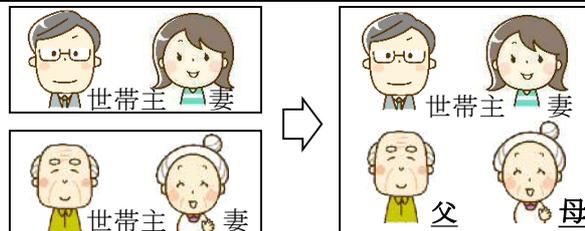
世帯員の一部が独立した生計を営むようになり、同じ住所であっても複数の世帯主が住んでいる状態となった場合の届出。

※夫婦は、民法上の相互扶助義務があり、原則として世帯分離できません。



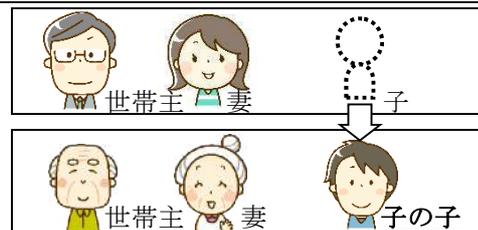
### ② 世帯合併届

同じ住所で複数の独立した世帯があったが、別世帯の世帯主が生計を維持する（養っている）状態となり、世帯を1つにまとめる場合の届出。



### ③ 世帯一部変更届

同じ住所の複数世帯のうち、一方の世帯に属していた者の一部について、生計を維持する（養っている）者が別世帯の世帯主に変更となり、所属する世帯を変更したい場合の届出。



### ④ 世帯主変更届

生計を維持する（養っている）者が別の者となり、世帯主を変更したい場合の届出。



## << 関係法令等 >>

### 住民基本台帳法（抄）

第25条 第22条第1項及び第23条の場合を除くほか、その属する世帯又はその世帯主に変更があつた者（政令で定めるものを除く。）は、その変更があつた日から14日以内に、その氏名、変更があつた事項及び変更があつた年月日を市町村長に届けなければならない。

第52条 第22条から第24条まで、第25条又は第30条の46から第30条の48までの規定による届出に関し虚偽の届出（第28条から第30条までの規定による付記を含む。）をした者は、他の法令の規定により刑を科すべき場合を除き、5万円以下の過料に処する。

2 正当な理由がなくて第22条から第24条まで、第25条又は第30条の46から第30条の48までの規定による届出をしない者は、5万円以下の過料に処する。

### 民法（抄）

第752条 夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない。

### 住民基本台帳事務処理要領（抄）

第1-4 総説 世帯の意義および構成

世帯とは、居住と生計をともにする社会生活上の単位である。世帯を構成する者のうちで、その世帯を主宰する者が世帯主である。単身世帯にあつては、当該単身者が世帯主となる。

### 住民基本台帳法関連実例（昭和49年4月18日 東京都行政部指導課）

（問）甲が世帯主となつている世帯員のうち乙は甲および他の世帯員と同一の家屋に住んでいるが、所得を得るようになり、生計を別にしてほしい旨世帯変更の届出があつたが、これを受理し、乙を世帯主とする新たな住民票を作成してよいか。

（答）居住と生計をともにする社会生活上の単位を世帯としているので、この要件を満たしていれば分離することはできないが、事実生計を別にしていれば分離することも可能である。